公益財団法人 水俣·芦北地域振興財団業務方法書 (地域振興事業関係)

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団(以下「財団」という。)が定款第3条に規定する目的を達成するために行う業務のうち、地域の再生・振興に関する事業について、定款に定めるもののほか必要な事項を定め、財団業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(業務運営の基本方針)

- 第2条 財団は、その設立の趣旨を踏まえ、その実施する事業の公益的重要性に 鑑み、熊本県及び関係市町等との緊密な連携のもとに、その業務を適正かつ効 果的に運営するものとする。
- 2 財団業務の運営に当っては、関係市町等の自発性を尊重し、事業の自主的な 企画・調整・実施が円滑になされるよう務めるとともに、事業の実施を通して 広域的な連携が図られるよう配慮する。
- 3 財団は、財団事業の活用について県、関係市町等と連携し積極的な普及啓発 に努めるものとする。

(助成等)

第3条 財団は、予算の範囲内において、定款第4条第1号、第2号及び第8号 に規定する事業を行う者に対して、その事業に要する費用に助成金を交付する ことができる。

(助成対象者)

- 第4条 この財団による助成金の交付を受けることができる者は、熊本県内において、水俣病の発生によって経済的・社会的に深刻な影響を受けた地域の地方公共団体、民間の団体(この業務方法書において「関係市町等」という。)並びに個人で次の各号に掲げるものを原則とする。ただし、財団理事会において適当と認められたときは、この限りではない。
 - (1) 地方公共団体は、水俣市、芦北町、津奈木町、天草市及び水俣・芦北 地域の広域行政機構とする。
 - (2) 前号に規定する市町(天草市については、旧御所浦町に限る。以下、 同様)に居住する個人及び同市町に事務所を置く民間の団体。ただし、 民間の団体は法人格の有無を問わず、団体としての責任の所在が明確で あるものとする。
 - (3) 第1号に規定する市町に居住しない個人及び同市町に事務所を置かない団体については、以下のすべての要件に該当する場合に対象とする。 (法人格の有無及び団体の責任の所在については前号と同様に扱う。)
 - ① 事業を第1号に規定する市町で行う個人及び団体
 - ② 事業について第1号に規定するいずれかの市町の賛同を得ている個人 及び団体
 - ③ 助成該当年度以降も継続して事業を行う個人及び団体

(若年層支援事業の助成対象者)

- 第5条 別表1に規定する若年層支援事業者の助成対象者は、15歳から29歳までの個人又は、15歳から29歳までの個人を主な構成員とする団体とし、下記のいずれかに該当する者を対象とする。(年齢に関しては助成該当年度の4月1日時点)
 - ① 前条第1号に規定する市町に居住する個人及び同市町に事務所を置く団体
 - ② 前条第1号に規定する市町に住民票を置かない個人及び同市町に事務所を置かない団体については、以下の要件にすべて該当する場合に対象とする。
 - (ア) 事業を前条第1号に規定する市町で行う個人及び団体
 - (イ)事業について、前条第1号に規定するいずれかの市町の賛同を得ている個人及び団体
 - (ウ) 助成該当年度以降も継続して事業を行おうとする個人及び団体
 - (2) 若年層支援事業の助成対象者が個人または学生・生徒を主体とする団体の場合は、前条第1号に規定する市町に事務所を置く企業・事業者と連携する事業であること。
 - (3)若年層支援事業の助成対象者が学生・生徒を主体とする団体の場合は、 所属する学校の教師等又は連携企業・事業者の者を代表者とすることが できる。
- 2 前項第2号から第4号にて規定する民間の団体については、以下の要件に該当するものとする。
 - (1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
 - (2) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを 目的とした団体でないこと。
 - (3) 暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(助成対象事業)

- 第6条 前3条により、この財団が助成対象とする事業(以下「助成対象事業」 という。)は、原則として別表1のとおりとする。
- 2 前項に掲げる助成対象事業は、次の各号の要件全てに該当するものでなければならない。
 - (1) 事業内容が法令等に違反しないこと。
 - (2) 事業費の財源に国、県からの補助金等を含むものでないこと。ただし、 若年層支援事業において学生・生徒が主体である団体が助成対象者の場合 は、この限りではない。
 - (3) 政治活動、宗教活動、その他財団理事会が不適当と認めたものでないこと。
 - (4) 当該助成後、自己努力による活動の継続を前提としていること。
 - (5) 第八次水俣・芦北地域振興計画基本構想編の趣旨に沿った事業であること。
 - (6) 関係市町等が行う事業については、原則として新規事業または新たな事

- 業展開を行う事業とし、従前からの継続事業については当該事業のグレードアップに要する費用であること。
- (7) 交付決定前に助成事業に着手しておらず、助成事業の期間内に事業を完了するもの。
- (8) 他の団体や個人に補助、助成、交付等を行う事業ではないこと。
- (9) 同一事業について、当財団の助成を受けたことがないこと。
- (10) 前第5号から第9号に該当しない場合であっても、財団理事会において 適当と認められたときは、この限りではない。
- 3 財団が単年度に助成できる助成額(以下「助成枠」という。)は別表2-1 のとおりとする。
- 4 財団が単年度に助成対象者一団体につき助成できる件数(以下「助成件数」という。)及び助成対象事業一件につき助成できる限度額(以下「助成限度額」という。)は別表2-2のとおりとする。

(申請手続)

第7条 関係市町等が前条の規定に基づき、助成を受けようとするときは、別に 定める「公益財団法人水俣・芦北地域振興財団助成金交付要領」に基づき、助 成申請書類を財団理事長に提出しなければならない。

(調査等)

第8条 定款第43条第1項第1号で規定する「地域振興事業審査委員会」は、 同条第3項で規定する内容について審査等及び必要とする現地調査を行うもの とする。

(助成の決定)

- 第9条 財団理事会は、前条の調査等に基づき、助成の対象、事業内容、助成金 要領等について審議を行い、定款第40条の規定により助成を決定する。
- 2 財団理事長は、前項の決定を行った場合には、すみやかに助成の申請者にそ の旨通知するものとする。
- 3 財団理事長は助成の決定に当って、必要があると認めるときは、条件を付す ことができる。

(雑則)

第10条 この業務方法書に定めるもののほか、業務方法書の施行に関し必要な 事項は、理事長が別に定める。この業務方法書の改正又は廃止については、定 款第10条第1項の規定を準用する。

附則

- この業務方法書は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
 - この業務方法書は、平成26年10月7日から施行する。

- この業務方法書は、令和2年5月29日から施行する。
- この業務方法書は、令和3年(2021年)12月2日から施行する。
- この業務方法書は令和4年5月23日から施行し、令和5年度事業から適用する。
- この業務方法書は令和7年8月25日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表 1

7172			
事業名	助成対象事業		
1 地域の産業の振興に関する	・地場産品等を活用した新製品の開発等、地		
事業	域の産業振興にかかる調査・研究事業		
(定款第4条第1号)	・物産フェア、観光フェア等、地域産業の普		
	及啓発や活性化を目的とする活動		
	・地域の産業の振興に資すると認められる簡		
	易な施設整備及び備品整備事業		
	・地域の産業の振興に資する事業で、今後ビ		
	ジネスモデルになると認められる事業		
	・その他地域の産業の振興に関する事業又は		
	活動で特に必要と認められるもの		
2 地域住民等の自主的な地域	・地域づくりに寄与する福祉や環境保全等の		
づくりに関する事業	ために、地域住民が主体となった活動		
(定款第4条第2号)	・地域づくりに寄与する人材育成のための学		
	習会の開催や先進地派遣研修		
	・地域づくりに対する住民への普及啓発、地		
	域活性化を目的とするイベントやフォーラ		
	」 ム等の開催、あるいは文化・スポーツを通		
	した地域づくり事業		
	・地域の振興に資する地域間交流、国際交流		
	を促進する目的で、訪問先における人的交		
	流活動を行う事業。ただし、助成対象は交		
	通に係る経費のみとする。		
	・地域住民等の自主的な地域づくり活動に資		
	すると認められる簡易な施設整備及び備品		
	整備事業		
	・地域の資源を活用して、地域の課題等を地		
	域住民が主体となって解決する事業で、今		
	後ビジネスモデルになると認められる事業		
	・その他地域住民等の自主的な地域づくり活		
	動又は事業で特に必要と認められるもの		

3 地域の再生・振興・協調を図るために必要なその他の事業

(定款第4条第8号)

- ・自治体、公共団体等が地域振興のために行 う各種の調査・研究事業
- ・地域のイメージ向上のために行う広域パブ リシティ事業
- 地域の振興に資する簡易な施設整備及び備品整備事業
- ・地域の再生・振興に資する事業で、今後ビジネスモデルになると認められる事業
- ・その他地域の再生・振興に資する事業又は 活動で特に必要と認められるもの
- ・若年層の地元定着を図るために、若年層が 主体となり地域振興のために行う新商品の 開発等、調査・研究・実証実験等、広報活 動等、簡易な施設整備及び備品整備、福祉 や環境保全等の活動、イベントやフォーラ ム等の開催、文化・スポーツを通じた地域 づくり活動、今後ビジネスモデルになると 認められる活動等の事業(若年層支援事業)

別表2-1助成枠

助成対象者	助成枠
若年層支援事業の助成対象者	総額180万円以内
その他	地域振興事業の予算の範囲内

別表2-2助成対象者(一団体)ごとの申請件数及び助成限度額

助成対象者	申請件数	助成限度額
広域行政機構	1 件	
市町	1 件	1件350万円以内
民間団体等	1 件	
若年層支援事業の助成対象者	1 件 ^{注)}	30万円以内

- ※但し、特に申請件数枠を超えて実施する必要があると認められた事業について は、予備費の流用を含め、予算の範囲内で対応することができる。
- 注釈) 若年層支援事業の申請件数については、同一学校であっても学科やグルー プなどの単位を1件とする。